

経 済 産 業 省

20250210 貿局第2号
輸出注意事項2025第5号
経済産業省貿易経済安全保障局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出
注意事項22第16号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年3月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」等の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出
注意事項22第16号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年3月17日から施行する。ただし、別紙1の3（1）及び別
紙2の2（5）に係る改正規定は、公布の日から施行する。

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成 22 年 3 月 15 日付け輸出注意事項 22 第 16 号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。 （2） （略） 4・5 （略） 別紙第 1 1～8 （略） <u>9 エチル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラ</u> <u>ン－2－カルボキシラート及びその塩類</u> <u>10～14</u> （略） <u>15</u> 1，<u>1－ジメチルエチル＝4－アニリノピペリジン－1－カルボキシラ</u> <u>ート及びその塩類</u> <u>16</u> 1，<u>1－ジメチルエチル＝ピペリジン－4－オン－1－カルボキシラート</u> <u>及びその塩類</u> <u>17</u> 1，<u>1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシ</u> <u>フェニル）オキシラ</u><u>ン－2－カルボキシラート及びその塩類</u> <u>18・19</u> （略） <u>20</u> <u>ピペリジン－4－オン及びその塩類</u> <u>21～23</u> （略）	1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。 （2） （略） 4・5 （略） 別紙第 1 1～8 （略） （新設） <u>9～13</u> （略） <u>14</u> 1，<u>1－ジメチルエチル＝4－アニリノピペリジン－1－カルボキシラ</u> <u>ート及びその塩類</u> （新設） （新設） <u>15・16</u> （略） （新設） <u>17～19</u> （略）

<u>2 4</u> <u>ブチル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	（新設）
<u>2 5</u> <u>プロピル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	（新設）
<u>2 6</u> （略）	<u>2 0</u> （略）
<u>2 7</u> <u>1－メチルエチル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	（新設）
<u>2 8</u> <u>1－メチルプロピル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	（新設）
<u>2 9</u> <u>2－メチルプロピル＝2－メチル－3－（3，4－メチレンジオキシフェニル）オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	（新設）
<u>3 0</u> <u>メチル＝2－メチル－3－（3，<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>	<u>2 1</u> <u>メチル＝2－メチル－3－（3・<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－2－カルボキシラート及びその塩類</u>
<u>3 1</u> <u>2－メチル－3－（3，<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－2－カルボン酸及びその塩類</u>	<u>2 2</u> <u>2－メチル－3－（3・<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル）－オキシラン－2－カルボン酸及びその塩類</u>
<u>3 2</u> <u>3，<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル－2－プロパノン</u>	<u>2 3</u> <u>3・<u>4</u>－メチレンジオキシフェニル－2－プロパノン</u>
<u>3 3</u> ・ <u>3 4</u> （略）	<u>2 4</u> ・ <u>2 5</u> （略）

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 一般包括輸出承認 （1）～（4） （略） （5）一般包括輸出承認の申請窓口 一般包括輸出承認の申請は、経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に行わなければならない。 （6）～（9） （略） 3・4 （略）	1 （略） 2 一般包括輸出承認 （1）～（4） （略） （5）一般包括輸出承認の申請窓口 一般包括輸出承認の申請は、経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課（以下「貿易審査課」という。）に行わなければならない。 （6）～（9） （略） 3・4 （略）
別紙1 （1）包括輸出承認に係る仕向地 ① 甲地域 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU、フィジー、	別紙1 （1）包括輸出承認に係る仕向地 ① 甲地域 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、EU、フィジー、

フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

② (略)

(2) (略)

別紙2 (略)

フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

② (略)

(2) (略)

別紙2 (略)

様式 1 a ～様式 a の 2 (略)

様式 1 a ～様式 a の 2 (略)